

と介護保険料

国保年金課☎43-9065(後期高齢者医療保険)
介護保険課☎43-9285(介護保険)

介護保険料のお知らせ

国介護保険課☎43-9285

65歳からは第1号被保険者

介護保険は40歳から加入しますが、65歳になるまでの保険料は、各医療保険料(国民健康保険、社会保険、共済保険など)に含まれて徴収されます(このような人を「第2号被保険者」といいます)。65歳になると第1号被保険者に切り替わり、保険料の決め方と納め方が変わります。第1号被保険者となったときの保険料の決め方と納め方についてお知らせします。

いつから納付するの？

第1号被保険者としての保険料は、65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めることになります。(〈例〉7月1日生まれの人は、6月分から納め始めます。7月2日生まれの人は、7月分から納め始めます。)65歳になった当初は、納付書による納付(普通徴収)から始まります。納付書は65歳になる月の翌月または翌々月に郵送されます。年度の途中で他の市区町村から八戸市へ転入してきた場合は、住民登録をした月の分から、八戸市に納めることになり、納付書も改めて郵送されます。

保険料の決め方は？

第1号被保険者となったときの場合

収入や所得、世帯課税の状況などにより決まります。65歳以上の人の保険料は、介護保険事業計画の策定に応じて3年ごとに設定されます。まず、市の介護サービスに要する費用に基づき、基準額が決まり、その上で、所得段階別の保険料が決められます。令和3年度から令和5年度までの基準額は、これまでの6,300円から300円引下げ、6,000円となりました。その年度の所得段階別保険料は、保険料の額が決定(変更)されたときに送付する通知書の保険料一覧でも確認できます。

【令和3年度の保険料(基準月額6,000円:令和2年度6,300円から300円引き下げ)】

	所得段階	保険料率	保険料月額(年額)
第1	▷生活保護受給者 ▷世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ▷世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.30	1,800円(21,600円)
第2	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.50	3,000円(36,000円)
第3	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	0.70	4,200円(50,400円)
第4	世帯の誰かに市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.875	5,250円(63,000円)
第5	世帯の誰かに市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	1.00	6,000円(72,000円)
第6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	7,200円(86,400円)
第7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	7,800円(93,600円)
第8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	9,000円(108,000円)
第9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.70	10,200円(122,400円)
第10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	2.00	12,000円(144,000円)
第11	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.10	12,600円(151,200円)
第12	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.20	13,200円(158,400円)
第13	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	2.30	13,800円(165,600円)

※第1段階から第3段階までは、公費による保険料軽減を実施

後期高齢者医療保険料のお知らせ

国保年金課☎43-9065

後期高齢者医療保険料(均等割額)軽減措置の見直し

世帯(被保険者および世帯主)の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	7割
43万円+28.5万円×被保険者の数+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	5割
43万円+52万円×被保険者の数+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	2割
後期高齢者医療制度に加入する前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった人 (※所得が低い人の軽減にも該当する人については、より高い軽減(7割軽減)が受けられます。)	加入から2年間に限り 5割

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料と介護保険料(第1号被保険者)の納め方

(令和3年度の後期高齢者医療保険料の通知書は7月中旬に、
令和3年度の介護保険料の通知書は7月上旬に送付します)

保険料の納め方 納め方は受給している年金の額によって2通りに分かります。

① 特別徴収 年金が年額18万円以上の人は、年金から【天引き】になります

■前年度から継続して特別徴収の場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

- 仮徴収** 原則として前年度の2月分と同額の保険料を3回納めます。
- 本徴収** 確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。

■「特別徴収」の人でも、一時的に納付書で納める場合があります

- ▷後期高齢者医療保険へ切り替わった当初
- ▷介護保険第1号被保険者へ切り替わった当初(65歳到達)
- ▷他市区町村から転入してきた
- ▷収入申告のやり直しなどにより、所得段階が変更になった
- ▷現況届の未提出などで年金が停止または年金担保により保険料の天引きができなくなった

② 普通徴収 年金が年額18万円未満の人は、納付書で各自納めます

■令和3年度納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	8/2(月)	8/31(火)	9/30(木)	11/1(月)	11/30(火)	12/28(火)	1/31(月)	2/28(月)	3/31(木)

■便利で納め忘れのない口座振替へ

口座振替の手続きは、「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」のそれぞれで必要です。各納付書、通帳、通帳届出印を持参し、金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

■後期高齢者医療保険料は、特別徴収の人でも、市へ申し出ることにより口座振替に変更できます

※介護保険料は変更できません。

保険料を滞納すると

介護保険料

■納期限から1年以上滞納すると…

利用者がサービスにかかる費用の全額をいったん自己負担しなければなりません。償還払い申請により、後で保険給付分(費用の9割~7割)が支払われます(支払い方法の変更を保険証に記載)。

■納期限から1年6か月以上滞納すると…

利用者がサービスにかかる費用の全額をいったん自己負担しなければなりません。償還払い申請をしても、保険給付分の一部または全部が一時的に差し止められたり、滞納していた保険料を保険給付分から差し引かれたりします。

■納期限から2年以上滞納すると…

通常1割または2割の利用者負担が3割に、3割の人は4割に引き上げられます。また、高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費の支給が受けられなくなります。

後期高齢者医療保険料

特別な事情もなく滞納を続けた場合は、有効期限が短い短期保険証が発行されます。

納付が難しいとき

地震などの災害で、住宅、家財などが著しい損害を受けた場合(介護保険料は、新型コロナウイルス感染症の影響で、所得や事業に著しい損失を受けた場合を含む)など、特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときにはそのままにせず、まずは担当課へご相談ください。

減免申請の受付

7月に納付書または決定通知書が届いた人は、7/30(金)までに申請してください。8月以降は、随時受け付けをします。